

指定特定施設入居者生活介護および 指定介護予防特定施設入居者生活介護重要事項説明書

【令和 8 年 6 月改正版】

当施設は介護保険の指定を受けています。
介護保険事業者番号 1772200349

当事業所は入居者に対して指定特定施設入居者生活介護および指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下特定施設という）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

◇目次◇

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 施設の概要
4. 居室等の概要
5. 職員の配置状況
6. 当施設が提供するサービス
7. 見守りセンサー導入について
8. 利用料金のお支払方法
9. 介護の場所
10. 入居中の医療の提供について
11. 契約締結からサービス提供までの流れ
12. サービス提供における特定施設の義務
13. サービス利用をやめる場合
14. 身元保証人等について
15. 退居後の所有物等の引取りについて
16. 苦情の受付について
17. 緊急時及び事故発生時の対応について
18. 身体拘束の禁止について
19. 虐待の防止について
20. 非常災害時の対応
21. 感染症・食中毒の予防について
22. 第三者評価の実施の有無
23. 施設利用の留意事項

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 福寿会
- (2) 法人所在地 石川県白山市山島台4丁目100番地
- (3) 電話番号 (076) 276-3545
- (4) 代表者氏名 理事長 南 眞次
- (5) 設立年月 昭和57年11月29日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定特定施設入居者生活介護および指定介護予防特定施設入居者生活介護
- (2) 施設の目的
特定施設は、介護保険法令に従い、介護を必要とする入居者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、栄養士による献立、機能訓練、健康管理及び世話をを行うことを目的とします。
この施設は、身体上又は精神上的の障害により常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 軽費老人ホーム ケアハウス剣崎
指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入所者生活介護（以下特定施設という）
- (4) 施設の所在地 石川県白山市剣崎町1488番地
- (5) 電話番号 (076) 275-6688
- (6) 施設長（管理者）氏名 中村 眞佐子
- (7) 当施設の運営方針
特定施設サービス計画に基づき、入居者に対し、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用に供し、その能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように介護、支援いたします。また、介護サービスの提供にあたっては十分に入居者のプライバシーに配慮いたします。
- (8) 開設年月 平成17年4月1日
- (9) 入居定員 50人

3. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 4階建
- (2) 建物の延べ床面積 3361, 48 m²
- (3) 併設事業
当施設では、次の事業を併設して実施しています。
 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

4. 居室等の概要

- (1) 居室等の概要
当施設では以下の居室をご用意しています。
居室は、全室個室、ミニキッチン・洗面・トイレ付です。但し、入居者の心身の状況や居室の空き状況等により、居室が決定されますので居室を指定するなどご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	44室	1階 20室 2階 11室 3階 13室
夫婦部屋	3室	2階 1室 3階 2室
合計	47室	
一時介護室	1室	
食堂・談話室	3室	
機能訓練・多目的室	1室	
浴室	2室	特殊浴槽あり

(2) 居室の変更

入居者及び身元保証人から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

5. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員の配置として、特定施設入居者生活介護サービス事業と介護予防特定施設入居者生活介護サービス事業の指定を併せて受け、一体的に運営しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
管理者	1人	1
生活相談員	1人以上	1
介護職員	17人以上	17
看護職員	2人以上	2
栄養士	1人	1
機能訓練指導員	1人以上	1
介護支援専門員	1人以上	1
事務員	1人	1
調理員	業者委託	

<主な職種の勤務体制> (標準的な時間帯における最低配置人員)

職種	勤務体制	
1 介護職員	早出	7:00~16:00 8:00~17:00
	日勤	8:30~17:30 10:00~19:00
	遅出	13:00~22:00
	夜勤	22:00~7:00
2 看護職員	日勤	8:30~17:30
3 生活相談員	日勤	8:30~17:30

※日曜日は、上記体制と異なる場合があります。

6. 当施設が提供するサービス

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を入居者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

介護保険対象となる提供サービスの利用料金については、個人の介護保険負担割合に応じて介護保険から給付されます。（別紙1 介護負担割合等利用料金表）

〈提供サービスの概要〉

① 食事提供について（別紙2 ケアハウス剣崎特定入居者生活介護利用料金表参照）

- ・栄養士の立てる献立により、栄養摂取、身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。但し体調不調時には、居室での食事の対応も行います。
- ・必要に応じては、食事の介助を行います。

（食事時間） 朝食 8:00～9:00 / 昼食 12:00～13:00 / 夕食 18:00～19:00

② 入浴

- ・1週間に2回、適切な方法により入浴を行います。体調不調で入浴ができない場合は、清拭を行います。
- ・身体が不自由な方でも、機械浴槽を用意してあり入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 口腔ケア

- ・口腔内の衛生を維持し口腔トラブルを減少させ、誤嚥による発熱者をなくし、食物の経口摂取の維持を目指します。

⑥ 健康管理

- ・看護職員が健康管理（服薬管理を含む）を行ないます。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床した生活をおくれるように配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・シーツ交換を定期的に行ないます。（汚れた場合は、随時おこないます）

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

料金表により、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（又、介護保険負担割合（1割、2割、3割）に応じて介護保険から給付されます（別紙1 負担割合別等利用料金表参照）。

☆ 入居者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額（10割分）をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。
その他

☆ 県の定める「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」「石川県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」等に基づいて必要とされるサービス

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、提供された場合入居者の負担となります

ア、特別な食事

- ・入居者が希望した特別な食事の実費

イ、アクティビティ

- ・入居者の希望により参加して頂いた場合の材料費等の実費

ウ、複写物の交付

- ・入居者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、1枚につき10円をご負担いただきます。

エ、日常生活上必要となる物品等

- ・日用品（ティッシュペーパー、トイレットペーパー）
 - ・入浴用品（シャンプー、リンス、ボディソープ）
 - ・嗜好飲み物代（コーヒー、ミルク、砂糖、紅茶、緑茶、水分補給飲料）
 - ・口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤）
- 以上のものは、費用をいただき施設でご用意します。
- ・排泄用品代、理髪代、新聞代、乾電池、カフェ等：個人負担
 - ・個人で使用される車椅子・歩行器の準備をお願いします。但し、施設からの貸し出しも行っていきますので必要な方はご相談下さい。貸出し料金 月額500円の費用がかかります。
 - ・その他、日常生活に必要なものが不足した場合、担当職員が家族に連絡・相談する場合がありますので、よろしく願いいたします。

月額：3,000円

オ、洗濯

- ・家族が定期的に取りに来られ、衣類の洗濯をお願いします。難しい場合は外部業者に委託し、別途料金（3,500円税別）をご負担いただくこととなります。

カ、小口現金（預り金）管理事務費

- ・ケアハウス預り金管理規程による利用料金：月額1,000円にて、入居者に日常生活必需品の購入の為に小口現金をお預かりします。（原則50,000円までとします。）

キ、居室内での光熱水費

- ・電気代（基本料金4,000円＋使用料に消費税）
- ・水道料一律（2,200円）

ク、環境代

- ・施設入居中のゴミ処理等に係る費用として1日30円、日額計算で負担いただきます。

ケ、インフルエンザ予防接種について

- ・感染症予防のため、特別な理由がない限り予防接種を受けてください。

コ、入居保証金

入居する際に、入居保証金として 300,000 円を預かります。(夫婦部屋については 400,000 円預かります) 但し、退居時の居室における原状回復費、(クリーニング含む) 及び利用料等の滞納費にあてることができるものとします。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

7. 見守りセンサー導入について

当施設では、入居者の安全確保及び介護サービスの適正な提供を目的として、見守りセンサーを設置します。ま本機器は『監視』を目的とするものではなく、安全確保と安心した生活の支援を目的とするものです。また、あくまでも見守りの補助を目的とするものであり、事故の完全な防止を保証するものではありません。施設は、通常の注意義務をもって本センサーを運用しますが不可抗力による事故については責任を負いません。

☆ 導入の目的と情報の使用目的

- ・ 転倒・転落・離床等の事故防止及び緊急対応の為
- ・ 夜間の安全確保
- ・ 介護職員による適切な見守り補助
- ・ 入居者の生活状況の把握によるケアの質の向上
- ・ 記録やケアプランの作成の参考の為

8. 利用料金のお支払い方法 (契約書第 8 条参照)

(1) 支払期日

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求します。なお、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額になります。

(2) 支払方法

金融機関口座からの自動引き落としとなります。毎月、27 日に引き落としされますので、ご確認ください (手数料は、施設が負担します)。

9. 介護の場所 (契約書第 7 条参照)

入居者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、入居者に対して、その居室の他、介護専用居室又は一時介護室において、サービスを提供します。

その必要性の判断は、入居者の意思を確認し、入居者の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

10. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者又は身元保証人の希望により、下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます (但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません)。

協力医療機関

医療機関の名称	公立松任石川中央病院
所在地	石川県白山市倉光 3 丁目 8 番地
診療科	内科、神経科、消化器科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科 等 17 科

病院・クリニック等への通院時(送迎)の付き添いについて

- ◆ 医療機関への通院・受診・付き添いは、原則家族の対応となります。但し、困難な場合は外部サービスを利用、又は職員が有料で通院の送迎・付添を行う事も出来ます。

◎緊急で病院の受診が必要となり、職員の付き添いを希望される場合
(病院に家族様が来られて交替できるまでも含む)

日中(9:00～17:00) 1時間 2,000円

夜間(17:00～9:00) 1時間 3,000円

◎医療機関受診の際の車の送迎について

施設より4.9km内 → 片道500円

施設より5km以上9.9km内 → 片道1,000円

施設より10km以上 → 片道1,500円

◎その他

緊急時に救急車で搬送される際に職員が同乗した場合、職員が施設に帰る際のタクシー代金は、入居者本人の負担となります。

1.1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- ① サービス提供の開始に当たり、入居者の心身状況等を把握します。
- ② 個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成いたします。
- ③ 個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)を行います。

☆入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居時作成する「特定施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「特定施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います(契約書第3条参照)。

- ① 当施設の介護支援専門員等に特定施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は特定施設サービス計画の原案について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 特定施設サービス計画は、6か月に1回(※要介護認定有効期間)、もしくは入居者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入居者及びその家族等と協議して、特定施設サービス計画を変更いたします。
- ④ 特定入居施設サービス計画が変更された場合には、入居者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

1.2. サービス提供における特定施設の義務(契約書第10条、第11条参照)

当施設では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを配慮します。

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入居者から聴取、確認します。
- ③ 入居者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、入居者若しくは身元保証人の請求に応じて閲覧、又は複写物を交付します。
- ⑤ 入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

- ⑥ 特定施設及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供いたします。

1.3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から入居者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに入居者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます（契約書第16条参照）。

- ① 入居者が死亡した場合
- ② 要介護認定により入居者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 特定施設への入居契約が終了した場合
- ④ 特定施設が破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ⑤ 特定施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ 入居者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は下記（1）をご参照下さい。）
- ⑧ 特定施設から契約解除を申し出た場合（詳細は下記（2）をご参照下さい。）

（1）入居者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、18条参照）

契約の有効期間であっても、入居者から入居契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 特定施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設生活介護サービスを実施しない場合
- ③ 特定施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 特定施設もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、身体的暴力や精神的暴力等のハラスメント行為並びにセクシャルハラスメント行為を行うなど本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、特定施設が適切な対応をとらない場合

（2）特定施設からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者やその家族などが、故意又は重大な過失により特定施設又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為や精神的暴力等のハラスメント行為又はセクシャルハラスメント行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

⑤ 入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

(3) 円滑な退居のための援助

入居者が当施設を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居の為に必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業者の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

契約終了後においても、いつでも相談を受け付けております。

○相談窓口（担当者）【職名】生活相談員 【氏名】橋本 運加

1 4. 身元保証人等について

(1) 当施設では、契約締結にあたり、身元保証人の設定をお願いしています。

(2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

(3) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

①利用契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引き渡しにかかる費用のご負担

②民法 458 条の 2 に定める連帯保証人

(4) 前号の②における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

①連帯保証人は、入居者と連帯して、本契約から生じる入居者の責務を負担するものとします。

②連帯保証人が負担する責務の元本は、入居者又は連帯保証人が死亡した時に、確定するものとします。

③連帯保証人の請求があった時は、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料などの支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額など、入居者の全ての債務の額などに関する情報を提供しなければなりません。

1 5. 退居後の所有物の引取り等について

契約解除日は、居室から荷物をすべて搬出し、身元保証人居室立会いの下、施設職員（施設長、技術員）が居室の修理部分等を協議した時点とします。

基本設備、内装で修理もしくは取替えの必要な物についての費用、及び業者による居室の清掃費用、カーテンのクリーニング代（施設のカーテンを使用された方）、ベッドマットの洗濯代（施設の介護用ベッドを使用された方）は入居時にお預かりした保証金より清算させていただきます。

契約解除の手続きを行う前に、自力で私有物を搬出することが出来ない場合には、当施設にて処分させていただきます。（有料）

※契約解除日までの月額利用料は、日割り計算とします。

16. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口担当者 生活相談員 原田 理・橋本 運加
- 苦情解決責任者 施設長 中村 真佐子
- 受付先電話番号 076-275-6688
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

ただし、緊急の場合は随時受け付けます。また、ご意見箱も設置しています。

特定施設内サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問及び照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

白山市役所 介護保険担当課	所在地 電話番号 受付時間	〒924-8688 石川県白山市倉光2丁目1番地 (076) 274-9529 F A X (076) 275-2211 8:30～17:15 (月曜日～金曜日、祝休日、年末年始除く)
石川県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	〒920-0968 石川県金沢市幸町12-1 幸町庁舎4F (076) 231-1110 F A X (076) 231-1601 9:00～17:00 (月曜日～金曜日、祝休日、年末年始除く)
石川県社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号 (076) 224-1212 F A X (076) 222-8900 8:30～17:15 (月曜日～金曜日、祝休日、年末年始除く)

17. 緊急時及び事故発生時の対応について

- ① サービス提供中における入居者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じます。
- ② 施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ③ 施設において、施設の責任により入居者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、入居者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌し相当と認められるときに限り施設の損害賠償責任を減じる場合があります。又、施設の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません（天災、火災、盗難その他不可抗力の事故、外出中の不慮の事故も責任を負いません）。

18. 身体拘束の禁止について

入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

19. 虐待の防止について

当施設では、入居者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
○虐待防止に関する担当者 生活相談員 原田 理・橋本 運加
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

20. 非常災害時の対応

- (1) 当施設では施設サービスの提供中に災害が発生した場合、職員は「非常時対応マニュアル」に従い入居者の避難など適切な処置を講じます。また、火災・風水害・地震等の災害を想定した年2回以上の訓練を実施します。併せて災害時に業務を継続的に実施、再開するための計画（事業継続計画）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催します。加えて管理者は、日常的な具体的な対処方法、避難経路、協力機関や地域住民等との連携方法を確認し、災害時には避難誘導の指揮をとります。
- (2) 防災設備
 - ・スプリンクラー設備
 - ・消火器設備
 - ・自動火災報知設備
 - ・非常放送設備
 - ・誘導灯設備
 - ・非常照明設備
- (3) 防災訓練
消火、通報、避難のための基本訓練 年2回以上

21. 感染症・食中毒の予防について

当施設は、別途定める「感染症・食中毒の予防及びまん延の防止の為の指針」に基づき、感染症や食中毒の予防及びまん延防止に努めます。また万が一、クラスターが発生した場合でも、業務を継続的に実施、再開するための計画（事業継続計画）を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの処置を行います。

22. 第三者評価の実施の有無

施設ご利用にあたり、利用申込者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービスの選択に資すると認められる重要事項として、第三者評価の受審について説明することが必要となります。

第三者評価の受審の有無について

- ◆ 当施設の第三者評価の実施の有無：当事業所は第三者評価を受審しました。
最終実施日：令和5年11月21、22日
評価機関：有限会社エイ・ワイ・エイ研究所
※開示状況：ご利用にあたり、お申し出により評価機関を閲覧することができます。

23. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、他の入居者の方々との共同生活の場として、快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み制限

入居にあたり以下の物は持ち込むことができません。

ペット、危険物（石油、ガストーブなどの火気類）、銃、刀剣類、薬物（麻薬・大麻等）

(2) 面会時間

・面会時間は、9：00～20：00 とします。

・来訪者は、必ずその都度「面会届」に記入をお願いします。

・玄関が閉まっている場合はインターホンでお知らせください。

・来訪される方が体調を崩されている場合など面会を遠慮していただく場合があります。

※緊急の場合はこの限りではありません。

(3) 外出・外泊

外出・外泊される場合は、必ず家族の付添いが必要となります。その際には、外出届・外泊届に記入をお願いします。

(4) 食事

食事が不要の場合は、3日前までにお申し出ください。3日前までに申し出があった場合には、食材料費のご負担は必要ありません。

(5) 現金等の管理

現金や貴重品等を居室などで管理される場合は、その紛失については責任を負いかねます。

(6) 医療機関への通院・受診

医療機関に通院、受診する場合は、原則家族の対応となります。但し、困難な場合は外部サービスを紹介、又は職員が有料で通院の送迎・付添を行う事も出来ます。料金等は生活の手引きを参照。

(7) 施設・設備の使用上の注意

①居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用してください。居室内の改装される場合は、必ず事務所に申し出てください。退居時は、原状に復していただきます。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備を壊したり汚したりした場合には、入居者の自己負担により原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払を頂く場合があります。

(8)入居者に対するサービスの実施及び安全衛生管理上の必要があると認められた場合には、入居者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

(9)施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(10)施設内は禁煙です。

令和 年 月 日

特定施設サービスの提供の開始に際し、本書面及び別紙 1(重度化指針)・別紙 2(介護保険負担割合別等利用料)に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

指定特定施設入居者生活介護および指定介護予防特定施設入居者生活介護 ケアハウス剣崎

職 名 生活相談員
説明者 氏名 _____ 印

私は、特定施設から重要事項及び別紙 1(重度化指針)・別紙 2(介護保険負担割合別等利用料)に基づき重要事項の説明を受け、特定施設サービスの提供開始に同意したうえで関係書類を受領し、同意しました。

入居者 住所 _____
氏名 _____ 印

上記代理人 住所 _____
氏名 _____ 印

重度化対応について

1. 医療機関との連携体制

入居者の重度化に伴う医療ニーズに応えるため、各自の主治医や協力医療機関とともに、即応できる連携体制を確保します。

(1) 協力医療機関との連携

下記の医療機関と契約を結び、連携を図ります。

病院名…公立松任石川中央病院 住所…白山市倉光 3 丁目 8 番地 電話…076-275-2222

(2) 看護職員体制

常勤の看護師を配置して看護責任者を定め、日常的な健康管理を行います。また、夜間・日曜日の看護師不在時の場合でもオンコール体制により、24 時間連絡可能な体制を取ります。

(3) ケアハウス剣崎における医療行為について

① 喀痰吸引

看護師の勤務時間のみ対応出来ます。常時吸引が必要な場合、対応出来かねます。

② 経管栄養

入居者は胃瘻等造設された場合、対応出来かねます。

医療機関で提供される食事療法、治療食の提供は出来かねます。

③ 導尿及び留置バルーンカテーテル

導尿は定期的に必要となる方の対応は出来かねます。

留置バルーンカテーテルの場合、尿流出不良やカテーテル抜去などのトラブル発生時は、主治医の指示の下、看護師が対応します。

④ インスリン及び血糖測定

自己管理出来る方のみ受け入れ出来ます。

⑤ 酸素吸入

酸素吸入が必要な状態（SPO₂ 低下や呼吸困難）であれば、看取り対象者以外は救急搬送で対応します。

⑥ 点滴

食欲不振など一時的な点滴は、看護師の勤務時間帯で対応します。

長期間の点滴を必要とする場合は、医療機関での対応となります。

⑦ 人工肛門

パウチ交換は看護師、場合によっては看護師の指示の下、介護職員も対応します

トラブル時は医療機関での対応となります。

2. 多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本として、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(1) 施設サービス計画の作成

(2) 施設サービス計画に沿ったケアの実施

(3) 緊急時の連絡と対応について

夜間・休日の緊急時は、オンコールマニュアルに沿って対応します。

また、日中でも看護職員が受診の付き添い等で不在の場合も想定されますので、施設長を含め生活相談員や他の職種と連携を取りながら対応していきます。

負担割合別等利用料金表 (令和 6 年度 4 月改正)

1. 要介護度 サービス利用料金	要支援 1 1,830 円	要支援 2 3,130 円	要介護 1 5,420 円	要介護 2 6,090 円	要介護 3 6,790 円	要介護 4 7,440 円	要介護 5 8,130 円
2. サービス利用に係る自己負担額 (負担割合 1 割)	183 円	313 円	542 円	609 円	679 円	744 円	813 円
3. うち、介護保険から給付される金額	1,647 円	2,817 円	4,878 円	5,481 円	6,111 円	6,696 円	7,317 円
4. サービス利用に係る自己負担額 (負担割合 2 割)	366 円	626 円	1,084 円	1,218 円	1,358 円	1,488 円	1,626 円
5. うち、介護保険から給付される金額	1,464 円	2,504 円	4,336 円	4,872 円	5,432 円	5,952 円	6,504 円
6. サービス利用に係る自己負担額 (負担割合 3 割)	549 円	939 円	1,626 円	1,827 円	2,037 円	2,232 円	2,439 円
7. うち、介護保険から給付される金額	1,281 円	2,191 円	3,794 円	4,263 円	4,753 円	5,208 円	5,691 円

☆その他の加算サービス：(以下の加算も介護保険負担割合に乘じ、上記料金表に加算されます)。

*夜間看護体制加算 (Ⅱ) 9 単位/日…夜間看護師不在時でも、オンコール体制により 24 時間連絡可能で、必要時には出勤可能な体制の場合

*サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22 単位/日…介護福祉士が 70%以上配置されている場合。

*科学的介護推進体制加算 40 単位/月…認知症の状況やその他の入居者の心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、サービスの見直し・サービス提供に活用していること。

*ADL 維持等加算 (Ⅰ) 30 単位/月…下記の①・②・③の要件を満たす場合。

① 入居者等 (利用期間 6 月以上) の総数が 10 名以上である事。

② 入居者等全員について、利用開始月とその翌月から起算して 6 月目において **Barthel Index** を評価できる者が ADL 値を測定し、厚生労働省に提出している事。

③ 評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が 1 以上である事。

*退院・退所時連携加算 30 単位/月

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して 30 日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1 日につき所定単位数を加算する。30 日を超える病院若しくは診療所への入院または介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施設に再び入所した場合も、同様とする。

*介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) が加算されます

1 カ月の総単位数に 15.9%を乗じて算定します (加算単位数は四捨五入)

*看取り加算 (Ⅰ) ※入居者の状態及び状況に応じて看取りを行う場合に加算されます

死亡日 45 日前から 31 日前 72 単位 死亡日 30 日前から 4 日前 144 単位

死亡日前々日、前日 680 単位 死亡日 1,280 単位

尚、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、施設に入居していない月についても

自己負担を請求されることになる為、入居者が退居等する際、退居などの翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。

*退居時情報連携加算、退所時情報連携加算 250 単位（退所される時）…ケアハウスから入院し、医療が必要となり医療機関へ退居した場合又は、介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護に、生活支援上の留意点等情報提供を行うと加算されます。

*生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10 単位/月

介護現場でのテクノロジー（ICT・介護ロボット）導入や業務改善により、職員の負担軽減とサービスの質向上を両立させることとしています。